

宮崎市自主防災資機材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織に防災活動を行うための資機材を交付することにより、自主防災組織の育成並びに住民の防災意識及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、有事の際に地域住民の安全を確保するため自発的に地域の防災活動を行うことを目的として、自治会等を単位として組織された団体であって、市長が認めたものをいう。

(防災資機材の交付)

第3条 市長は、新規に結成された自主防災組織に対し、次の表に掲げる資機材（以下「防災資機材」という。）を交付するものとする。

防 災 資 機 材 名			
資機材倉庫	1	強力ハロゲンライト	2
担 架	1	ハンドマイク	2
発電機	1	ヘルメット	10
投光器	1	消火器	3
コードリール	1	折りたたみ式リヤカー	1
燃料携行缶	1	三脚	1

2 市長は、既存の自主防災組織が、防災資機材の全部又は一部が不足されていると認めるときは、予算の範囲内で不足している防災資機材を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 防災資機材の全部又は一部の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請等があったときは、防災資機材の交付の可否を決定し、防災資機材交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第6条 自主防災組織の代表者は、防災資機材を受領したときは、速やかに防災資機材受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 防災資機材の交付を受けた自主防災組織は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防災資機材は、常に良好な状態で使用することができるよう維持管理に努めること。
- (2) 防災資機材の維持管理は、交付を受けた自主防災組織の負担で行なうこと。
- (3) 防災資機材を利用した防災訓練を定期的に行なうこと。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

自主防災組織名
代表者住所
電話番号
代表者氏名

印

防災資機材交付申請書

宮崎市自主防災資機材交付要綱第4条の規定により、下記の資機材の交付を申請します。

記

防災資機材名	数量	備考

- ※1 「備考」欄には、申請理由などを記入してください。
- ※2 消火器の詰め替えや電池などの消耗品、発電機の燃料、故障・破損等が発生したときの修理などは、自主防災組織等での対応となります。

様式第2号

平成 年 月 日

(自主防災組織名)
(代表者氏名) 様

宮崎市長 印

防災資機材交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請等のあった防災資機材の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付する防災資機材については、引き渡し後は貴自主防災組織の所有となりますので、適正な維持管理をお願いします。

記

防災資機材名	数量	防災資機材名	数量
資機材倉庫		強力ハロゲンライト	
担架		ハンドマイク	
発電機		ヘルメット	
投光器		消火器	
コードリール		折りたたみ式リヤカー	
燃料携行缶		三脚	

(備考)

- 1 消火器の詰め替えや電池などの消耗品、発電機の燃料、故障・破損等が発生したときの修理などは、貴組織等に対応していただきますようお願いします。
- 2 各資機材の取扱い説明書等をよくお読みいただき、正しい使い方をしてください。
- 3 有事の際に確実に使用できるよう定期的に点検をお願いします。

受領書

宮崎市長 殿

品名		数量
資機材倉庫		基
担架		基
発電機一式	発電機本体	台
	投光器	基
	三脚	基
	コードリール	基
	燃料缶	基
折りたたみ式リヤカー		台
消火器		本
強カハロゲンライト		個
ハンドマイク		個
ヘルメット		個

上記の防災資機材等を受領しました。

平成 年 月 日

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名

印